

## 子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

参考

	位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可)	施設の認可・指導監督等 (確認)	財政措置	選考・保育料 等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園  (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育と保育を提供する機関(幼保連携型)</li> <li>:学校と児童福祉施設の位置付け(幼稚園型)</li> <li>:保育機能を認定</li> <li>○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督</li> <li>○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督</li> </ul> <p>※新制度において、認可・指導監督等の一本化、給付の共通化を行うことにより、幼保連携型認定こども園の二重行政を解消 ※認可等の際、都道府県は実施主体である市町村との協議を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 :「保育時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○その他の利用者 :「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○私学助成 (特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応諾義務 *定員を超えた場合は、選考可</li> <li>○利用者負担は応能負担 *一定の要件の下で上乗せ徴収可</li> </ul>
	「施設型給付」を受ける幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育を提供する機関</li> <li>○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○私学助成 (特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ <sup>1</sup>	○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督		<ul style="list-style-type: none"> <li>○私学助成(一般補助・特別補助)</li> <li>○幼稚園就園奨励費</li> </ul>

※<sup>1</sup> 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

※<sup>2</sup> 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※<sup>3</sup> 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。